

# 『夢創り人』市民出前講座実施要領

## 1 趣 旨

市民グループや幼稚園・保育所・学校・公民館等において、『夢創り人』（生涯学習ボランティア指導者）を活用し、共に学習することによって、市民の学習意欲の向上・学習機会の充実を図るとともに、市民の生涯学習ネットワークづくりを目指す。

## 2 対 象

原則として、宮崎市に在住・在勤・在学する5人以上で構成された団体・グループとする。

## 3 講 師

夢創り人運営協議会が登録した『夢創り人』とする。

## 4 申 込 み

活用又は学習したい団体・グループの代表者が、『夢創り人』市民出前講座申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、受託機関に申し込むものとする。

## 5 決 定

講座の申込みがあったときは、内容・日時等調整の上、受託機関において決定する。

決定後は、『夢創り人』市民出前講座決定書（様式第2号）を申込者（受講者）に通知し、『夢創り人』市民出前講座派遣依頼書（様式第3号）を『夢創り人』に送付する。

## 6 届出の変更及び取消

『夢創り人』市民出前講座決定書（様式第2号）により決定後、講座内容に変更または受講取消があったときは、直ちに受託機関に連絡し、その了解を受けるものとする。

## 7 講座にかかる経費

『夢創り人』市民出前講座にかかる経費のうち、講師派遣に伴う経費は、当該年度の初回については予算の範囲内で無料とすることができる。ただし、会場は申込者（受講者）で手配するものとし、会場使用料及びその他講座に要する諸経費については申込者（受講者）の負担とする。

また、講師派遣に伴う経費等を申込者（受講者）が負担する場合、2回以上講座を継続することができる。

なお、公立公民館講座および家庭教育学級などの講師謝金の予算が別途確保されているものについては、講師派遣に伴う経費は各事業予算からの支出とする。

## 8 報告書の提出

講座終了後、申込者（受講者）は2週間以内に『夢創り人』市民出前講座報告書（様式第4号）を受託機関に提出するものとする。

## 9 その他

この要領に定めるもののほか、特に必要な事項については、宮崎市教育委員会と受託機関並びに夢創り人運営協議会の3者の協議において定めるものとする。

## （附 則）

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年6月9日から施行する。